

平成21年（2009年）9月30日

姫路市長 石見利勝 様

姫路市情報公開審査会

会長 福永 弘之

姫路市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

姫路市長より平成21年3月6日付けで諮問を受けた下記の公文書の非公開決定に係る異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

「まちづくり館に保管ある姫路市高浜東土地区画整理の地区、街区、画地面積計算簿、確定図」

1 審査会の結論

「まちづくり館に保管ある姫路市高浜東土地区画整理の地区、街区、画地面積計算簿、確定図」（以下「本件公文書」という。）について、姫路市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分を取消すとの決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件請求に先立ち、「姫路市飾磨区三宅三丁目67番地上建物（まちづくり館）内に保管ある文書、図書、その他保管物の一覧表」を公開請求したところ、「文書保存台帳（まちづくり館）」について部分公開決定がなされたため、そこに記載されていた文書について公開請求した。市の保有物であるが故、文書保存台帳が存在するのであり、不存在の理由で非公開決定がなされるのは、不可解であり、到底理解できない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関が公文書非公開決定通知書、非公開理由説明書及び口頭による意見陳述で主張している非公開理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 実施機関は、異議申立人が行った本件公文書の公開請求に対応する公文書が存在しないことから、本件処分を行った。

(2) 本件公文書にかかる姫路市高浜東土地区画整理は高浜東土地区画整理組合（以下「組合」という。）が施行した事業であり、それに係る文書は、姫路市土地区画整理組合連合会（以下「連合会」という。）が使用するまちづくり館に保管されている。異議申立人が公開を求める地区・街区・画地面積計算簿・確定図については、あくまでも連合会の文書であり、市の公文書ではない。

(3) 本件請求に先立ち、異議申立人は、「姫路市飾磨区三宅三丁目67番地上建物

(まちづくり館)内に保管ある文書、図書、その他保管物の一覧表」を公開請求し、実施機関は、それに対応する公文書として「文書保存台帳(まちづくり館)」の部分公開決定を行った。これは、まちづくり館の所有者として何が保管されているのか知っておく必要があるため、使用者である連合会に搬入文書の一覧表を提出してもらったものである。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法、不当な点はない。

4 審査会の判断

実施機関は、非公開の理由として、本件対象文書が「公文書」として存在しないと主張するので、以下、これの該当性について検討する。

(1) 実施機関及び異議申立人の主張の相違について

実施機関の主張によると、本件公文書に係る姫路市高浜東土地区画整理は組合が施行した事業であるが、組合は事業終了時に解散しており、当該事業に係る文書は、連合会が使用するまちづくり館に保管されているため、本件公文書は実施機関においては不存在であるとのことである。一方、異議申立人は、まちづくり館は、実施機関が所有する建物であるため、そこに保管される文書等は実施機関のものであると主張する。

(2) 本件対象文書の公文書該当性について

ア 姫路市情報公開条例(以下「条例」という。)第2条第2項によると、「『公文書』とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されている。

イ 実施機関の主張によると、本件公文書は、現在、まちづくり館において、連合会により保管されているとのことである。市の建物台帳によると、まちづくり館は平成6年3月に連合会から市に寄附された公用財産となっているが、まちづくり館に係る光熱費及び修繕費等については連合会が負担しており、実施機関がそれらの経費を現在に至るまで負担した事実はないとのことから、連合会が使用していると認められる。従って、実施機関は、まちづくり館の所有者として何が保管されているのか知っておく必要があるため、使用者である連合会に搬入文書の一覧表である「文書保存台帳(まちづくり館)」を提出してもらったのであり、当該台帳を保有していても、まちづくり館で連合会が保管する文書等は実施機関の公文書ではないという主張は首肯できる。

以上、本件公文書は、条例第2条第2項に規定する公文書には該当しないと解される。

(4) 結論

以上の理由により、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 査 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 会 | 経 過 |
|------------------|---------------|-----------------------|
| 平成 21 年 3 月 6 日 | ————— | ・実施機関からの諮問書の提出 |
| 平成 21 年 5 月 22 日 | ————— | ・実施機関からの非公開理由説明書の提出 |
| 平成 21 年 6 月 2 日 | ————— | ・異議申立人からの意見書の提出 |
| 平成 21 年 7 月 3 日 | 平成 21 年度第 3 回 | ・実施機関からの意見の聴取 ・審査 |
| 平成 21 年 7 月 27 日 | 平成 21 年度第 4 回 | ・異議申立人からの意見の聴取 ・審査 |
| 平成 21 年 8 月 31 日 | 平成 21 年度第 5 回 | ・審査 |
| 平成 21 年 9 月 30 日 | ————— | ・答申 |